

令和6年度

第2回山形市文化財保護委員会

日 時 令和7年1月29日(水)
9時30分～10時30分
場 所 山形市役所701A会議室

次 第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協 議

(1) 文化財の市指定に係る諮問について

資料1

資料2

資料3

4 その他

5 閉 会

出席者名簿

■山形市文化財保護委員会委員

任期：令和４年６月１日から令和７年５月３１日まで

氏 名	職 業 等	備 考
荒木 志伸	山形大学学士課程基盤教育院教授	
伊藤 清郎	山形大学名誉教授	委員長
北野 博司	東北芸術工科大学教授	
佐藤 琴	山形大学学士課程基盤教育院教授 山形大学付属博物館学芸研究員	
志村 直愛	東北芸術工科大学教授	
長坂 一郎	元東北芸術工科大学教授	
野口 一雄	元山形県立博物館専門嘱託	副委員長

(五十音順)

事務局

山形市文化スポーツ部	文化創造都市課長	村上 武
	文化創造都市課長補佐	山川 渉
	課長補佐（兼）文化財係長	齋藤 仁
	文化財管理調整主幹	植松 薫

文 第 6 1 1 号
令和 7 年 1 月 2 7 日

山形市文化財保護委員会
委員長 伊藤 清郎 様

山形市長 佐藤孝弘

文化財の市指定について（諮問）

下記の文化財を市指定有形文化財に指定することについて、山形市文化財保護条例
第 4 6 条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

分 類	名 称	員数	所有者	所有者の住所
有形文化財	木造釈迦如来坐像	1 軀	宗教法人 廣福寺	山形市大字若木
有形文化財	銅造菩薩立像	1 軀	宗教法人 中性院	山形市大字山寺

山形市指定文化財推薦調書													
一 物件の調書 種 別		有形文化財（彫刻の部）			員 数		一 軀						
名 称		木造釈迦如来坐像											
所在の場所		山形市大字若木52											
所有者の氏名 又は名称 及び住所		宗教法人 廣福寺 山形市大字若木52											
交通の順路		山形駅西口からさわやか荘前行きバスでさわやか荘前降車 徒歩十五分											
物件の説明		髻を結びあげ、冠を着ける如来形の坐像。天冠台彫出。白毫相（水晶嵌入）。玉眼嵌入。耳朶貫通。三道彫出。覆肩衣、納衣をつける。說法印を結ぶ。裙をつける。右足を上にして結跏趺坐する。 木製。寄木造（材はヒノキか）。頭部は耳後ろを通る線で前後二材矧ぎ付け。内割りを実施し、体部に挿し込む。体部は肩上で前後二材矧ぎ付け。前面材には像心束を彫り出す。前面材、背面材からそれぞれ左右に前後束を彫り出す。両側面材各一材矧ぎ付け。内割りを実施す。左前膊部別材矧ぎ付け。左手首先別材矧ぎ付け。右前膊部別材矧ぎ付け。右手首先別材矧ぎ付け。 両脚部一材矧ぎ付け。裙先部一材矧ぎ付け。肉身金泥彩。衣漆箔。衣端に盛り上げ彩色を施す。体内部は現状全面に黒漆塗（後補）。裙先部から脚部底面に布貼り。脚部と前面材の矧ぎ目に布貼り。前後束の接触部に布貼り。両側面材と背面材の前後束以下の部分に布貼り。脚部左足裏部分に布貼り（以上、布貼りは全て後補）。 四角い箱を積み重ねたような体形、大きな納衣をまとい、両肩や脚部に曲がりの強い衣文線を多用するなど、南北朝から室町初期の院派の様式を表している像である。構造としても体内に像心束および前後束を彫り残しており当該期の院派の像の特徴を示す。面相はもとより衣文線の表現まで細部に気を配り丁寧に仕上げられており、また盛り上げ彩色も流麗であり、明瞭な構造とともに、中央の仏師の作品と思われるものである。製作年代は、十四世紀末、南北朝時代と考えられる。 本像安置の廣福寺は寺伝では応永二年（一三九四）岩手・正法寺三世虎溪良乳を開山とし、最上家家臣新関吉綱の創建とする。正法寺が曹洞宗であること（本像の像容は臨済宗のものと思われる）、作風が院派正系仏師の作であり（院派正系仏師は足利將軍家および幕府中枢人物関係の造像にあたった）最上家家臣の造像にまで携わったかどうか不審、など寺伝には疑問が残る。一方この時期、永和三年（一三七七）に最上家初代斯波兼頼に対し円覚寺（臨済宗）領北寒河江荘内五カ郷の諸役免除の官符が伝えられており、斯波兼頼が円覚寺領の収税権を持っていた。室町幕府内の地位と円覚寺との関係から願主としては斯波兼頼が想定できると考えられる。											
二 地籍調書		所在地		地番		地目		積		所有者		備考	
三 添付書類		写真（三葉）											
指定の場合 の所有者の 意向		右物件の指定に際しては異議ないこと同意する 令和 6 年 12 月 20 日 所有者署名 宗教法人 廣福寺 代表役員 新関広道											
推薦の理由又は意見													
本像は十四世紀後半・南北朝時代の室町幕府中枢の造像を担った院派正系仏師の優れた作品である。当地で幕府中枢に近い人物としては斯波兼頼が考えられる。また像容としては說法印を結ぶ宝冠釈迦如来像であるが、禪宗の本尊の宝冠釈迦如来像は禪定印を結ぶのが通常であり、說法印を結ぶ像は極めて珍しく現状、国内では他例は知られない。但し、鎌倉・建長寺には蘭溪道隆の請来という南宋の絹本着色・釈迦三尊像（国宝）が伝わり、その本尊が說法印を結ぶことから、鎌倉時代の臨済宗では說法印の宝冠釈迦像は知られていたと思われる。また無学祖元開山の鎌倉・円覚寺の本尊は当初は說法印宝冠釈迦如来像として造立されたのではないかとされる（円覚寺本尊はのちに火災にあい、その復興の折に現状の禪定印に変更されたとされる）。しかしその後の禪宗（臨済宗）における說法印宝冠釈迦如来像の存在の状況は不明である。その中において南北朝時期の本像の存在は貴重である。以上、造像願主として最上家初代斯波兼頼が想定でき、また像の優秀さと像容の貴重性により、 右物件を山形市文化財として指定されるよう推薦する 令和 6 年 12 月 20 日 山形市文化財保護委員会委員 推薦者氏名 長坂 一郎													
山形市長殿													



正面



背面



左側面



右側面



像底

山形市指定文化財推薦調書						
一 物件の調書 種 別	有形文化財（彫刻の部）			員 数	一 軀	
	名 称					
所在の場所		銅造菩薩立像				
所有者の氏名 又は名称 及び住所		山形市大字山寺4456―3				
交通の順路		宗教法人 中性院 山形市大字山寺4456―3				
物件の説明		仙山線山寺駅下車 徒歩30分				
菩薩形立像。単髻を結ぶ。冠をつける。両耳上に花形の飾りを置く。冠正面に縦形の下方に小さな凹みがある溝を彫る（別製の化仏を配したか）。冠の両端に花形の飾りをつける。両耳前に冠繪を垂らす。天冠台は紐一条。胸飾をつける。上半身に両肩を覆う袖なし状の細い僧祇支をつける。天衣は両肩を覆い、背面は長く腰下まで垂らし、前面は胸前から垂下して、両膝部でX字状に交差し、さらに各左右に引き上げて上膊にかけ、外側に垂下するか。天衣の前面、背面とも腰で一度ひねり、かつその部分は体部から浮かせている。左手屈臂して前に出して腰横で掌を前に向け、第一指は伸ばし、第二指は曲げ、第三・四・五指は緩やかに伸ばす。右手屈臂して前に出し腰横で掌を前に向け、第一・二・五指を伸ばし、第三・四指を曲げる。裙をつける（背面に折り返し付き）。裙の正面に蔽膝状の布をつける。裙の正面に飾り帯を一条足首上まで垂らす。両足をそろえて蓮台に立つ。 本体と蓮肉部は銅製一鑄ムク。左手は肩以下手先まで銅製別鑄で肩先で銅鋲でとめる。前膊部外側にかかる天衣も別鑄製で鋲でとめる。手先は別鑄製で柄を作り前膊部に挿し込む。右手は肩以下手先まで別鑄製で肩先で銅鋲でとめる。前膊部外側にかかる天衣も別鑄製で鋲でとめる。手先は木製で柄を作り前膊部に挿し込む（後補）。 腹を突き出す弓なりの体形、天衣を膝前でX字状に交差させる形、胸飾の形、面部が小さく童顔とし、腰を細く作るころなどに、七世紀後半（飛鳥時代後期・白鳳時代）の形式が見られる。ただし、腹部を突き出す弓なりの姿勢も本像は七世紀後期の他像に比べると、その曲がりが極端であり、また二重の山形冠や不自然とも見える極端に細い腰とその天衣を浮かせる形式、天衣を正面、背面ともに一度翻らせるなどは七世紀後半の他例には見られず、独自の過剰な表現意識・形式の表出ともいえるものである。また童顔の面相も八世紀の童顔像（例えば岡寺菩薩半跏像）にも通ずるものにも思われる。さらに本体と蓮肉を一鑄とする技法は八世紀・奈良時代に近づくとも多くなる技法とされ、体部と両肩以下および手先を別製とすることは「一木造り」の技法に通じる（つまり、金銅仏制作の技法としては新しいもの）という指摘もある。これらから制作は八世紀後半・奈良時代後期と考えられる。						
三 添付書類 指定の場合 の所有者の 意向	所在地		地番	地目	地積	所有者
	写真（三葉）		所有 者			
右物件の指定に際しては異議ないこと同意する						
令和 六年 十二月 二〇 日						
所有者署名						
宗教法人 中性院						
代表役員 清原 良田						
印						
推薦の理由又は意見						
本像は七世紀後半の様式を踏まえながら、表現としてはさらに過剰にしたものの、技法としては新たな技法によるものであり、制作は、八世紀後半・奈良時代後期に入っているものと思われる。面相表現や冠、天衣の細部表現など繊細な感覚を見せるもので奈良時代の金銅仏の遺品として貴重なものであるとともに、本市にとっては最古の仏像遺品となるものである。また本像の伝来する中性院が立石寺内寺院であることから他から後世に移入されたものとは考えにくい。したがって本像の存在により立石寺の創建は八世紀・奈良時代まで遡る可能性があり、本市の歴史にとって重要な意味を持つものである。						
右物件を山形市文化財として指定されるよう推薦する						
令和 六年 十二月 二〇 日						
推薦者氏名						
山形市文化財保護委員会委員						
長坂 一郎						
山形市長殿						



正面



背面



左側面



右側面

答 申 書

令和 7 年 月 日

山形市長 佐藤 孝弘 様

山形市文化財保護委員会
委員長 伊藤 清郎

令和 7 年 1 月 2 7 日付け文第 6 1 1 号にて諮問のありました下記の文化財を市指定有形文化財に指定することについて、慎重に審議した結果、指定することが適当であるとの結論を得ましたので、答申します。

記

分 類	名 称	員数	所有者	所有者の住所
有形文化財	木造釈迦如来坐像	1 軀	宗教法人 廣福寺	山形市大字若木
有形文化財	銅造菩薩立像	1 軀	宗教法人 中性院	山形市大字山寺